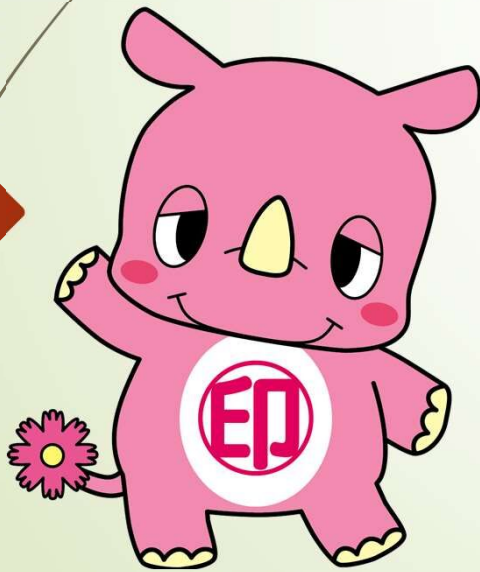




印西市 地籍調査について

1



印西市 都市建設部
都市計画課 地籍調査係



目次

1.令和7年度開始の地籍調査 新規実施区域（第9工区）について	P 3～P 4
2.地籍調査事業費について	P 5
3.印西市地籍調査の進め方	P 6
4.印西市地籍調査作業の詳細	P 7～P 11
5.現地調査（個別立ち会い）の方法	P 12～P 15
6.筆界未定について	P 16～P 17
7.立ち会い通知書の送付について	P 18
8.土地所有者等の皆様へのお願い	P 19～P 20

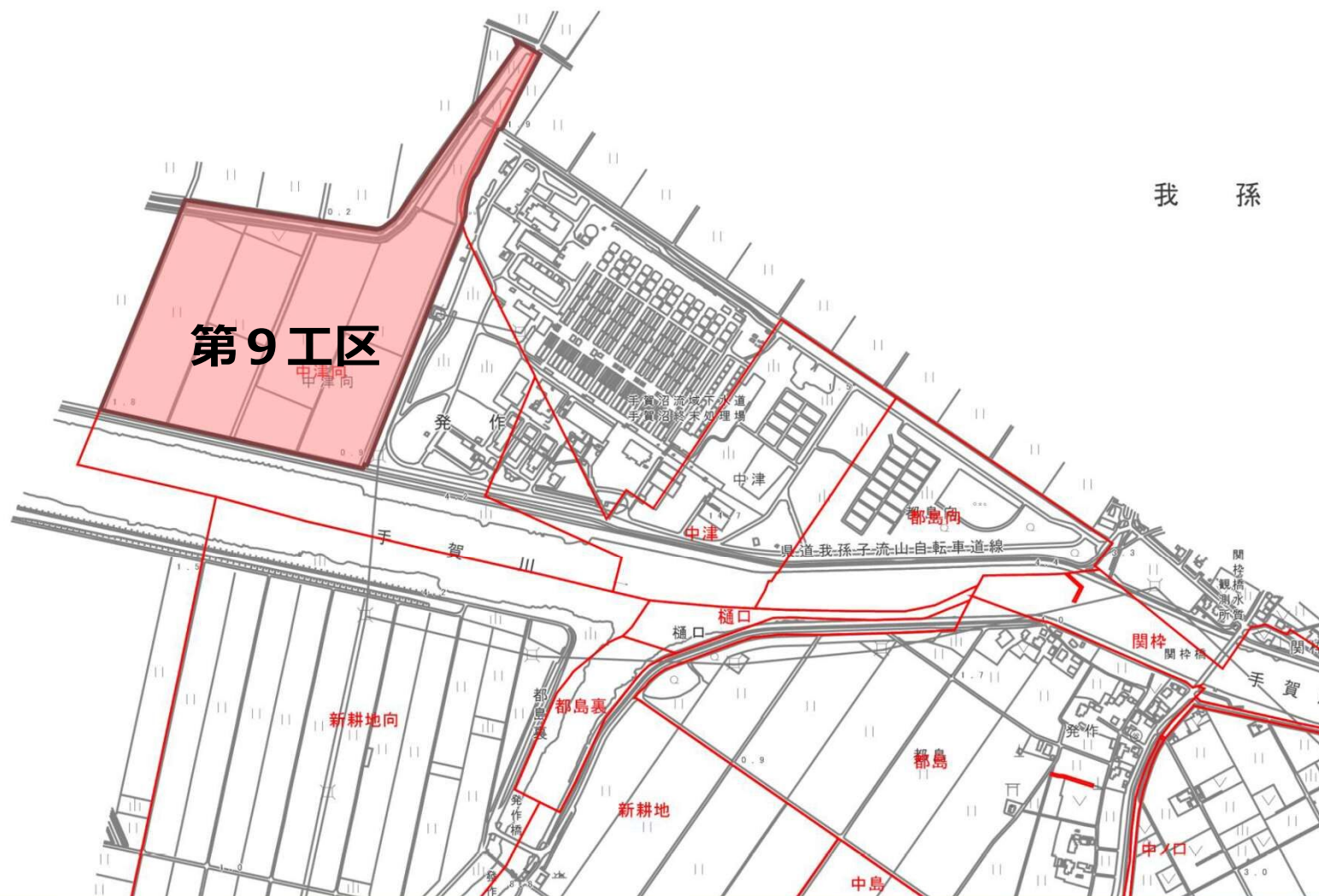
1.令和7年度開始の地籍調査新規実施区域 (第9工区) について



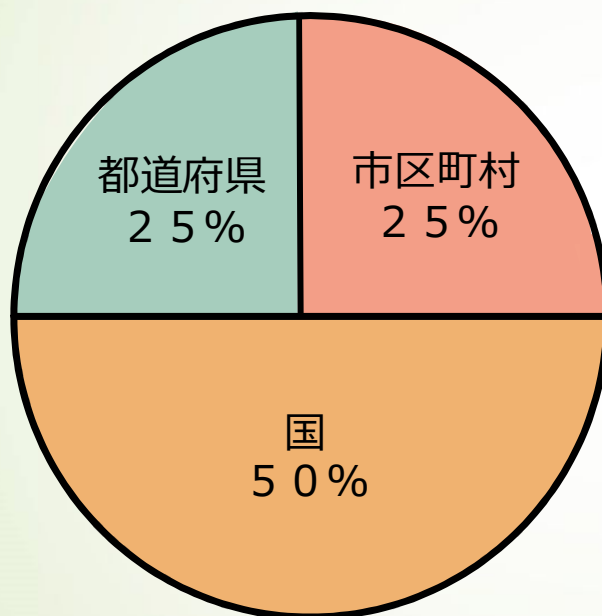
令和7年度より新規に地籍調査を実施する区域（第9工区）は、
次のスライドをご参照ください。



我 孫



2.地籍調査事業費について

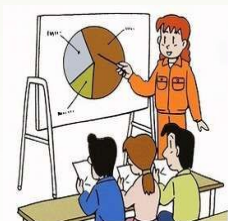


- 市区町村が調査を実施する場合、調査にかかる費用については、事業費の $1/2$ を国が負担し、残りを都道府県、市区町村で均等に負担します。
- 土地所有者様等の費用負担はありません。ただし、立ち会いや成果の閲覧に係る交通費等については自己負担となります。

3. 印西市地籍調査の進め方

※赤字部分が土地所有者様等にご協力いただく工程です。

- ① 地元説明会
又は事業実施を周知



- ② 事前現地調査
(1回目の個別立ち会い)

立ち会いは、基本的に土地所有者等と、一人ひとり個別に行います

- ③ 基準点測量・一筆地測量



- ④ 一筆地調査
(2回目の個別立ち会い)

- ⑤ 地籍測量、
地籍簿・地籍図の作成



- ⑥ 成果の閲覧

立ち会いにより決めた筆界を確定前に確認できます



- ⑦ 登記所に成果を送付

登記簿の修正、地籍図が備え付けの正式な図面となります



4. 印西市地籍調査作業の詳細



【令和7年度の作業】（時期は目安）

※赤字部分が土地所有者様等にご協力いただく工程です。

令和7年5月下旬

地籍調査説明会



7月～8月

事前現地調査（現況確認、1回目の立ち会い）

※現地で現況確認、資料に基づき、既存杭や境界の位置の確認等を行います



9月～10月

測量作業



立会い通知書（サンプル）

印西都計第 号 令和 6 年 月 日	
〇〇 〇〇様	
印西市長 〇 〇 〇 〇 (公印省略)	
事前現地調査の立会いについて（通知）	
地籍調査の実施に伴い、貴所有又は管理される下記土地と、隣接する土地との境界等の確認をさせていただきますので、お手数ですが立ち会っていただきたくお願いいたします。 なお、立会い当日は、この通知書が立会う確認の証となりますので必ずご持参下さい。 また、所有者等が立ち会うことができないときは、代理人を選任し、別紙委任状にご記入のうえ、立会いの日に代理人に必ず持参させてください。 なお、この通知書は市において調査させていただいた所有者等へお送りしています。	
立会いの日時	令和 6 年 月 日 午後 時 分
立会いの場所	別紙 案内図参照
土地の表示	発作字寺耕地〇〇〇
その他	☐ 隣接地との境界を確認しておいてください。 ☐ 図面その他の資料があればご持参ください。 ☐ 代理人出席の場合は、別紙委任状とともに、代理人本人であることを確認できる書類（免許証等）をご持参ください。

連絡先
〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2
印西市都市計画課地籍調査係 担当：
電話番号 0476-33-4709

案内図（サンプル）

9

案内図



4. 印西市地籍調査作業の詳細



【令和8年度の作業】①（時期は目安）

※赤字部分が土地所有者様等にご協力いただく工程です。

令和8年6月～7月 測量作業



令和8年11月 一筆毎に現地調査（2回目の立ち会い）

※基本的に、この工程で境界を決めていただきます



令和9年1月

とりまとめ作業
千葉県への検査（閲覧前）

4. 印西市地籍調査作業の詳細



【令和8年度の作業】②（時期は目安）

※赤字部分が土地所有者様等にご協力いただく工程です。

令和9年2月

地籍調査の成果の閲覧

※調査の成果は市役所において、20日間閲覧できます。

成果に誤りがあれば修正します

令和9年3月

千葉県への検査・国へ承認申請

約9～10か月

令和9年11月～12月

国の承認（千葉県からの認証）

令和10年1月

法務局へ成果の送付

約9～10か月

令和10年10月～11月 法務局の登記完了

（ ※ 閲 覧 か ら 約 2 年 ）

5. 現地調査（個別立ち会い）の方法



個別に立ち会いを行います。

（原則、隣接の土地所有者様等と一緒に立ち会いは行いません。）

【令和7年度 1回目の立ち会い】

- ① 土地所有者様等による筆界、地目の確認
など、現地にて聞き取り
- ② 確認した筆界に仮杭（木杭）の設置
またはマーカーでペイント
- ③ 書類に署名をいただきます

スムーズに作業を進める
ため、**事前に境界位置の
確認**をお願いします

5. 現地調査（個別立ち会い）の方法



個別に立ち会いを行います。

（原則、隣接の土地所有者様等と一緒に立ち会いは行いません。）

【令和8年度 2回目の立ち会い】

① 1回目の立ち会い及び測量の結果を
現地で説明及び確認

②書類に署名をいただきます

③筆界の位置について、土地所有者様等及び隣接者様等の同意後、
赤いプラスチック杭又はアルミプレートに「地籍調査」と書かれた丸いパッチを貼って筆界が決まります。

隣接者の立ち会い及び測量の結果、1回目の立ち会い時に打った木杭等の位置から変更がなければ、2回目の立ち会い前に赤いプラスチック杭等に打ち換えます。

【参考】地籍調査実施時に設置する杭等



14



【参考】地籍調査実施時に設置する杭等



15



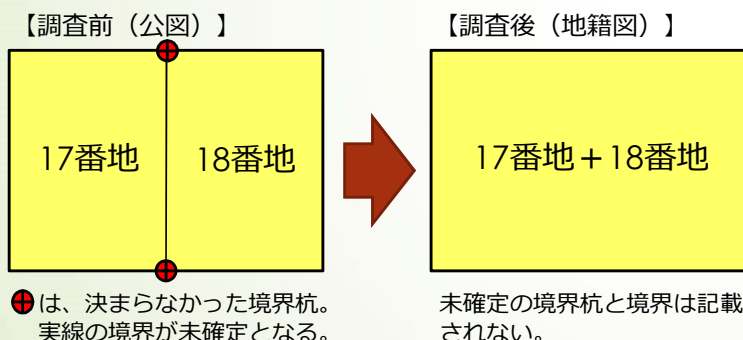
6. 筆界未定について



【2回目の立ち会で筆界が決まらなかった場合】

「筆界未定地」となります。

筆界が決まらない場合、**公図**にあった筆界線は、**新しい地籍図**には記載されません。（下図参照）



筆界未定となった場合、境界杭が打てないため、測量が行えず、**正確な土地情報を登記することができません。**

また、右のような**デメリット**もあります。

デメリット

- 相続や売買等で分合筆しようと思っても、分合筆が困難になります
- 地目変更や地積更正が困難になります
- 土地を売買する場合や、抵当権等の設定をする場合、相手方に筆界未定になった理由を説明し、承諾を得る必要があります
- 農地の場合、農地転用ができなくなる可能性があります
- 宅地の場合、建物の建築が出来なかったり、融資が受けられないことがあります
- 地籍調査の終了後に境界を決定する場合、自己負担で測量や登記手続きを行う必要があります

6. 筆界未定について



様式例・1

表題部 (土地の表示)	調製 [画五]	不動産番号 00000000000000
地図番号 [画五]		
所在 特別区南都町一丁目	[画五]	
①地番 101番	②地目 宅地	③地積 300.00
原因及びその日付 (登記の日付) 不詳 (平成20年10月14日)		
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	質権設定	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借付日 設定 借付金 金4,000万円 利息 年2・60% (年365日割計算) 償還金 年14・5% (年365日割計算) 借付者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取次店 南都支店) 共同担保 目録第2340号

共同担保目録			
記号及び番号	(画)第2340号	調製	平成20年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	[画五]
2	特別区南都町一丁目101番地 家屋番号 11番の建物	1	[画五]

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日
関東法務局特別出張所

登記官 法務八郎

みほん
電子
公印

* 下面のあるものは註記事項であることを示す。 整理番号 D23992 (1/1) 1/1

ここに「国調筆界未定」と記載されます。

「筆界未定」となった場合

土地の売買や建築などのため、境界をはっきりさせる必要が生じた場合には、**地権者等が自ら費用を負担**し、隣接地権者との立ち会い、測量の実施及び登記手続きを行うこととなります。

7. 立ち会い通知書の送付について

発送時期について

- ・ 1 回目の立ち会い通知書は、令和 7 年 6 月末頃の送付を予定しています。
- ・ 2 回目の立ち会い通知書は、令和 8 年 1 0 月中頃の送付を予定しています。

送付対象者について

- ・ 土地の所有者若しくは、相続人や管理人等に送付します。
- ・ 相続未登記の土地については原則、法定相続人全員に送付しますが、立ち会いの出席は代表者（複数可）の方のみでも構いません。その際は、欠席者全員からの委任状若しくは、相続人代表者届出書を提出してください。

立ち会い通知書に同封する書類

- ・ （相続人・共有地・財産管理人）代表者届出書 ・ 委任状
- ・ 集合場所の地図（集合場所が自宅の場合は同封しません。）

事前に親族（法定相続人）の間で代表者を決めて頂けると立ち会いがスムーズに進みます。

8. 土地所有者等の皆様へのお願い



1. 地籍調査員の立ち入り

- ・立ち会いの対応及び測量作業は、市が委託する測量業者が行います。
- ・調査にあたっては可能な限り声をお掛けしますが、連絡がつかない場合は、**調査員が必要最低限の範囲で立ち入ります**ので、ご了承ください。
なお、調査員は**土地立入証の携帯、腕章を着用**しています。

2. 杭の確認と保存

- ・立ち会いが円滑に進められるように、**草刈り、置物等の移動、境界の位置の確認**、また立ち会い後は**設置した杭の保存**をお願いします。

3. 相続未登記の土地所有者様等への立ち会い通知

- ・**原則、法定相続人全員に送付**します。
- ・**代表者**による立ち会いを希望される場合は、事前に**親族（法定相続人）の間で話し合い**をお願いします。

8. 土地所有者等の皆様へのお願い



4. 立ち会いは必ずご出席を

- ・ 立ち会い日の変更を希望する場合は、必ず事前連絡をお願いします。
- ・ 立ち会いに欠席される方は、代表者へ連絡及び委任状の提出をお願いします。
- ・ ご病気や遠方にお住い等の理由や、都合により代理人を立てることが出来ず、立ち会いに参加できない場合は、事前にご相談ください。

5. 立ち会い後の登記の変更について

- ・ 立ち会い後に土地の売買や相続登記、分合筆等は可能ですが、その場合は市役所都市計画課にご連絡ください。

6. 測量図等の提供

- ・ 過去に測量した図面等がありましたらご提供ください。



地籍調査は、土地所有者等の皆様のご協力があってこそ進めることができます。
ご理解とご協力をお願いします。

印西市 都市建設部
都市計画課 地籍調査係
住所：〒270-1396
千葉県印西市大森2364-2
TEL：0476-33-4709
FAX：0476-42-6200
Mail：tokeika@city.inzai.chiba.jp